＼働く仲間の笑顔のために／

田村まみ通信

mamitamura.com　　令和４年 特集号

2022年国会活動報告特集号

第208国会（通常国会）では150日の会期の中で合計29回の委員会質疑と本会議代表質問、第209国会（臨時国会）は3日間の会期後の閉会中に委員会質疑が1回、第210国会（臨時国会）では、69日間の会期の中で3回の本会議登壇と8回の委員会質疑に立ちました。その活動を報告致します。

①2/9 資源エネルギーに関する調査会（原子力規制委員会活動報告）

原子力発電所運転員の育成・確保を求める！

長引く原子力発電の停止により、運転員をはじめとする技術人材の育成と確保が課題となっています。一部の電力会社では４割の方に原発の運転経験がなく、現在稼働している他社の原子力発電所や火力発電施設に出向させながら技能実習をしています。原発の再稼働やフェードアウトのいずれの方向に進むにせよ、こうした原子力人材は、事業者の責任のみならず規制庁・国の責任においてもしっかりと取り組むべきと質問をしました。

更田原子力規制委員会委員長からは、人材に関する課題については規制行政としても責任をもって注視していく旨の答弁がありました。

また、経済産業省からも第６次エネルギー基本計画のなかでも人材を含めた原子力産業全体のサプライチェーンについて提言をしており、予算事業のなかでしっかり取り組んでいく旨回答がありました。

一方で人材の課題については、国、規制庁、事業者全員の取り組みが不可欠との回答もありました。

②3/1 予算委員会
（令和４年度総予算３案 一般質疑）

トリガー条項の凍結解除、燃料高騰によるトラック運送業の価格転嫁対策強化を要求

ウクライナ情勢の悪化により原油価格がさらに上昇するなか、国民や事業者の負担が増しています。国民民主党としてトリガー条項の凍結解除を求めていますが、既に国が取り組んでいる石油元売りへの支援策の強化と合わせて、両方を同時に進めるべきではないかと経済産業大臣等に質問しました。

かさねて、燃料高騰の価格転嫁がトラック運送業をはじめ出来ていない実態から、対策の強化について尋ねました。

現状、国交省が定める「標準的な運賃」に比べ現場の「実勢価格」は低い状況です。荷主の優越的地位による商慣習から、国の取り組みではまだまだ不十分であることを国交大臣に質しました。

最後に、総理が所信表明演説などで述べた、「下請けGメンの倍増」といった公正取引の適正化に向けた取り組みについて、真に実効性のある施策となるよう、取り組み体制のあり方などについて山際担当大臣に質問をしました。

③3/8 予算委員会
（令和４年度予算案 公聴会）

コロナ感染症対策の業種別ガイドラインの必要性について識者に問う！

小売り・流通や飲食業ではこの２年間のコロナ禍で、休業を迫られたり逆に感染対策を講じながら営業を継続することを求められるなど、政府方針に大きく振りまわされています。

昨年５月に政府が業種別のガイドラインの策定を求めましたが、事業者や産業自身の責任において取り組むことの限界から、今後このガイドラインをどのようにすべきか伺いました。

また、医療機関のカスタマーハラスメントについて、開業医の参考人に対して今回のコロナ禍でどのような状況であったか尋ねました。

有識者からは、ガイドラインで様々な線引きをするにあたりエビデンスの重要性とともにオミクロン株に対応した見直しについても言及がありました。医療機関のカスタマーハラスメントについては、診療者が暴言や唾を吐きかける、感染者の脱走や、暴力によってクリニックの業務そのものが回らなくなる事態に陥ったケースもあるなど説明をいただきました。

④3/11 消費者問題に関する特別委員会
（一般質疑）

公益通報者保護法･価格転嫁円滑化パッケージの実効性確保を！

６月から改正法が施行されますが、従業員300人超の事業者に通報者保護の体制整備が義務付けられる一方、300人以下は努力義務にとどまります。しかし現場で働く方からは「人数が少ないと通報者が特定されやすく、中小企業こそ体制整備を進めてほしい」という切実な声が上がっており、消費者庁の後押しを求めました。

若宮大臣は課題として認識しており、中小企業団体等とも積極的に連携しながら、説明会やハンドブック改定を行うなど周知活動を加速していくと答えました。

政府は転嫁円滑化施策パッケージを打ち出していますが、肝心の消費者に受け入れてもらえないことには、容易に転嫁は進められません。

消費者庁は景品表示法の周知に取り組むとのことですが、生産から手元に届くまでのバリューチェーンや、そこで働く人々の生活にも目を向けた購買行動を促し、転嫁しやすい環境を整えていく役割を担うべきと提案しました。若宮大臣は、目の前の安さ便利さだけでなく、商品の背景やストーリー、社会への影響にも配慮した消費行動を促すことが重要であり、エシカル消費の推進に取り組んでいくと答弁しました。

⑤3/11 予算委員会
（令和４年度総予算３案 一般質疑）

川合議員と共に、カスハラ法案の制定を政府に強く求める！

「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」が先月25日に完成しました。事業者に雇用管理上の措置を求める内容が入っていますので、昨年から早期の取りまとめを求めていましたが、残念ながら2022年春闘に間に合うタイミングにはなりませんでした。厚労省からはタイミングを逸し、とりくみが遅れたことについてお詫びの答弁がありました。

また、令和４年度の政府のカスハラ対策事業として、マニュアルの策定に合わせて周知用のポスターを作製しています。しかしながら、ポスターのデザインが国会で質してきたカスハラの実態とは離れたイラストであったことから修正を求めました。

川合議員からは、こうした事業者側の取り組みだけではハラスメントをしているカスタマーそのものの行動変容を促すことに限度があることから、UAゼンセンの重点政策として掲げているカスハラ対策の法制化を厚生労働大臣に求めました。

さらに、スーパーなどの従業員が、就業中に無断で動画や写真を撮られSNS上にアップされるといったカスハラ事案について、通信・情報産業を主管する総務省と、プライバシー権など人権擁護を担当する法務省に対し、是正の取り組みについて質問をしました。

現状の法令では、被害者個人しか投稿の削除申請ができず、会社側が社員を守ることもままなりません。

２大臣に対しては、プロバイダ事業者等に対し、さらなる取り組みの強化を強く求めました。

⑥3/15 消費者問題に関する特別委員会
（令和４年度総予算の委嘱審査）

消費生活センター相談員へのカスハラについて、対応マニュアルの運用について確認

孤独・孤立に起因する消費者被害は支援の手が届きにくい状況にあります。被害回復のための団体訴訟制度がありますが、そもそも孤独・孤立した消費者をどのように見つけてアプローチしていくつもりなのか質問しました。消費者庁は、外出しづらい方に配慮してオンラインシンポジウムや相談会を開き、適格消費者団体等の民間団体と連携して周知を図ると答弁。予算も限られる中で消費者庁単独の取り組みでは自ずと限界があることは明らかです。

続いて、消費者行政の官民連携先進的モデル事業について質問。モデル事業の開発と水平展開への取り組みを伺いました。消費者庁は、コロナ禍で消費生活センター等に無理な要求を繰り返すといった対応困難者からの相談が増加したことを受けて、全国消費生活相談員協会が対応マニュアルを作成して名古屋市センターで実証、全国のセンターに展開した事例について紹介がありました。

さらに、消費者行政と高齢者福祉との連携について質問。地域の社会福祉協議会と移動スーパーが一緒になって「商福連携」に取り組んでいる事例があります。高齢者の買い物支援、障害者の社会参画、孤独・孤立した市民の困りごと相談という課題の一挙解決を図るねらいで、昨年７月にスタートしました。

ただ、福祉領域に営利企業が参入することそのものに高い壁があり、消費者行政との合わせ技で消費者庁の後押しを求めました。

若宮大臣は、消費者被害を効果的に防止するには現場で訪問や声かけをする福祉関係者、移動スーパーも含めた民間事業者、消費者行政が三位一体となって連携することが有効であり、好事例の水平展開、地方消費者行政強化支援交付金を通じた自治体支援など、様々な政策ツールを使って取り組んでいくと答弁しました。

孤独・孤立対策は官民問わず国を挙げて一丸となって取り組むべき課題です。消費者庁には、まずは上記を含めた地域の好事例にしっかりアンテナを立てて取り組むよう求めました。

⑦3/16 厚生労働委員会
（令和４年度総予算の委嘱審査）

コロナ禍による医薬品卸の供給調整にともなう負担増について改善を促す！

コロナ禍によるサプライチェーンの混乱や、一部の製造工程違反によって医薬品の供給不足がおこっています。

これにより、医薬品卸は出荷調整を行う必要があり大きな負担となっています。厚生労働省に対しては、まずは負担増の実情をしっかり把握すべきではないか、また、追加的な負担に対してはそもそも薄利である医薬品卸産業が安定供給に努められるよう財政支援をすべきではないかと訴えました。

さらに、厚労省はこうした現状を踏まえメーカー間の供給状況を一元把握するシステム構築に向けて概算要求をしていましたが、財務省との折衝の過程で落ちてしまったことから、供給情報管理の必要性を真に考えているのか、予算事業でなくとも産業と連携しシステム構築すべきではないかとも訴えました。

厚生労働大臣からは、需給調整業務に伴う負担については把握しており、何等かの法制措置を検討したい向きの回答がありました。

⑧3/18 予算委員会
（令和４年度総予算３案 一般質疑）

流通・小売り業にフォーカスしたDX税制の拡充を求める！

昨年８月に施行された改正産業競争力強化法にもとづき、カーボンニュートラル税制、DX税制優遇を受けるための事業適応計画の受付が行われています。現状、カーボンニュートラルの計画認定が大規模製造業に偏っていることについて説明を求めました。

萩生田経済産業大臣は、「業種・規模問わず幅広い企業への支援を想定しているが､経済産業省の宣伝の仕方が下手であったので改善していきたい。スーパーの屋上への太陽光パネル設置や冷蔵ケース入替等への投資も対象となり、認定事例も出てきている。中小企業含めて幅広く活用頂けるよう、活用事例の周知等を通じて支援していきたい」と答弁しました。

続いて、今後のDX推進施策について質問。萩生田大臣からは、企業のDXを強力に推進していくことが重要で、税制の他にもDX銘柄や取り組みの手引き策定、今月末の教育コンテンツのポータルサイト立上げなど、今後も様々な施策を組み合わせて企業取り組みを後押ししていくとの答弁がありました。

DX税制については、幅広い業界で説明会を行ったことは前向きに受け止めるものの、グループ企業で一括申請という要件が活用を妨げているとして、見直しを求めました。

先輩議員のお手伝いも大事なお仕事です！（予算委員会のパネル持ち）

3/2 川合孝典先生

3/14 舟山康江先生

5/31 伊藤孝恵先生

⑨3/18 参議院本会議

雇用保険法の一部を改正する法律案に関し国民民主党・新緑風会会派を代表して登壇！

コロナ禍で雇用維持が一時的に困難となった事業者に対し、産業雇用調整助成金を活用した在籍型出向を促していますが、当初想定よりも利用者数が低いことから積極的な活用を政府に促しました。

本改正案では、コロナ禍に失業保険の拠出が大幅に増えたことや雇用調整助成金を活用する事業者が増えたことに起因して、雇用保険財源が大幅に枯渇したことから、保険料率の見直しが含まれています。

雇用保険料は労使折半の他、国庫から税金も投入されていますが、今回の改正案では国庫負担割合の変更はないまま、私たちの保険料のみ一部引き上げられることから、法案提出前の労働政策審議会での決定の在り方そのものを問題視し追及をしました。

また、雇用保険二事業による訓練についても、その内容に実効性をもたせるべく指摘をしました。現状では、地域のニーズや産業のニーズをしっかりと把握できていなことや、各都道府県では必要な訓練サービスを提供できないケースもあり、国の職業訓練実施計画を基にした取り組みでは各訓練コースが現実的なものにはならないと質しました。

大臣からは、在籍型出向についてはさらに周知に努めると述べる一方、雇用保険財源の在り方については、あくまでも決定過程に瑕疵はないとの通り一辺倒の答弁でした。また、各地域の職業訓練実施計画についても実態把握に努めると述べました。

⑩3/25 厚生労働委員会
（雇用保険法等の一部を改正する法律案 参考人質疑）

連合と共に改正法案の課題点を提起！

今回の改正案では、雇用保険財政の国庫負担引下げが唐突に出てきた感が否めません。見直しプロセスに対する見解について、参考人の連合の村上陽子副事務局長にお伺いしました。

村上副事務局長からは、雇用・労働政策は職場の実態を熟知した労使で知恵を出し合い結論を出すことが不可欠で連合は働く者の代表としてセーフティーネットを守るため国庫負担の本則復帰を求めてきたこと、本則そのものを引き下げる提案が急遽なされたことについては大変問題だと受け止めているとの厳しいご指摘がありました。

合わせて、地域訓練協議会の法定化による活性化について村上副事務局長からは、法定化にあたってデジタルやグリーンなどの求められるスキルをより細かく設定してイメージを示すこと、法定化で守秘義務がかかるが、秘密の部分と公表部分を区別して、積極的に情報公開して他地域に好事例展開していくことが重要とのお考えを伺いました。

長引くコロナ禍による雇調金頼みからの脱却に向けて、以前から主張してきた在籍型出向の活用強化と本人の希望があれば転籍を許容する仕組みづくりについて、日本総研の山田久・副理事長にご所見を伺いました。

山田副理事長からは、時代変化で在籍型出向の新しい役割が出てきているとし、現場の状況を見ながら一定の要件のもとで移っていくことは十分に合理性があることから、検討を進めていくことが望ましいとのご回答を頂きました。

⑪3/29 厚生労働委員会
（雇用保険法等の一部を改正する法律案）

雇用保険料率見直しの決定プロセスを問題視！

今回の法改正は保険料率の引き上げを含む内容となっており、コロナ禍で逼迫した雇用保険財源について、国からの財政支出を本来あるべき姿に戻せと主張をしてきました。

また、雇用保険制度は政労使合意の労政審で決定すべき内容ですが、政府支出に関して厚労大臣と財務大臣が先に料率等を決定してしまったため、決定のプロセスそのものが問題であると質しました。

コロナ禍の雇用対策として、「産業雇用安定助成金」を活用した在籍型出向に関して、当初の予測よりも利用が進んでいない点についても質問をしました。「雇用調整助成金」の特例日額水準よりも助成額が低いことから政策誘導が進んでいないと指摘をし、助成額を拡充すべきと主張しました。

この他、職業訓練協議会の在り方について、政府の様々な労働移動対策で設置される協議会との重複や、地域での業務実態としてニーズの把握や将来を見すえた訓練メニューの開発ができていない点を指摘しました。

この点については、法改正事項にはなりませんでしたので、付帯決議というかたちで今後の制度運営にあたって政府が留意すべき事項に盛り込みました。

⑫4/4 決算委員会
（令和二年度決算外二件 省庁別審査①）

飲食店の感染対策、第三者認証制度の実効性確保を要求！

３月21日に新型コロナ対策のまん延防止等重点措置が解除されましたが、いまだに一部地域では飲食店等への人数制限や酒類提供制限が続いています。かねてから求め、ようやく動き出した第三者認証制度も事業者、利用者ともに浸透しているとは言えません。いつまで飲食店への制限を続けるのか、今後の対策を質しました。

山際大臣からは、足元でリバウンドの兆候も見られる中、第三者認証制度は感染対策と経済の両立のために重要な制度であること、認証店とそれ以外で差つけるなどもう少しわかりやすい制度としていきたいとの答弁、実効性のある制度となるよう求めていきます。

続いて研究開発について、国産コロナワクチンの開発や生産ができなかった教訓から、政府の「ワクチン開発・生産体制強化戦略」に基づいて、日本医療研究開発機構（AMED）の中に、先進的研究開発戦略センター（SCARDA）が設立されました。

しかしながら、新規モダリティ開発の公募についいて、果たしてAMEDとしてきちんとした採択ができるのか、その目利き力と、そもそも国内製薬メーカーがワクチン開発をしてこなかった背景から、実際の公募に応じるプロジェクトが国内研究機関にあるのか、疑念を呈しました。

小林大臣からは、新事業で鋭意努める旨の回答はありましたが、実際の今後の感染症有事の際に、国産ワクチンが即座に開発できるよう、国やAMEDの取り組みを今後も注視していきます。

⑬4/5 農林水産委員会
（一般質疑）

農林水産委員会で初めての質疑！

昨年実施された国民の食生活向上に向けた農水省の組織再編について尋ねました。

農水省は、昨年７月に新事業・食品産業部を創設。「豊かな食生活の実現」をビジョンに掲げ､食品産業に向き合い「需要に応じた生産」を目指しています。まさに、消費者の需要をつかみ、創り出していくことはスーパーマーケットをはじめ小売業の強みです。

金子大臣に農水省と食品小売業の一層の連携強化について見解を質しました。

金子大臣は、食料販売の約３割を占めるスーパーは影響力を持ち、食品供給に重要な役割を果たしているとし、例えば店頭での牛乳消費を呼びかけるコマーシャル放映、パンフレット配布等に取り組んでいること、昨年12月に新たに「持続可能な食糧生産・消費のための官民円卓会議」を設置、一層連携を強化していくと答弁しました。

続いて、食事手当の非課税限度額について質問。現行制度では、企業が従業員に福利厚生として支給する「食事手当」については、毎月3,500円まで非課税とすることが認められていますが、この金額は昭和59年から38年間変わっていません。外食産業への継続的な支援とコメ等の消費拡大のため、非課税限度額の引き上げを提案、農水大臣として財務省に要望すべきと求めました。

金子大臣からは、現行制度の考え方を踏まえつつ外食産業の声をよく聞いて決めたい、私も「上げていいのでは」と聞いてみたがあまり要望がないということなので、農水省に要望を上げて頂ければ私から財務省に要望する、と力強いお言葉を頂きました。

⑭4/7 農林水産委員会
（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の一部を改正する法律案）

法改正を通じた、加工食品・食品産業の振興を求める！

農産品に限らず食品産業の振興にも改正法案が資するかを中心に問いました。例えば、加工食品の中には材料が輸入の製品もあるため、必ずしも国内生産者の収益に繋がっていないとの指摘があります。実際には材料の７割程度は国産の農林水産物が使われていますので、農水省として加工食品・食品産業の振興にも努めるのか姿勢を質しました。金子大臣からは食品産業も重要であり各種支援策を通じて輸出促進にしっかりと取り組むと回答を得ました。

その上で、東京オリパラ大会では日本食のPRを通じて輸出を促進する施策が農水省でとられていましたが、コロナ感染症の拡大で生憎の縮小開催となったため、調達コードを満たすためにGAPなどの認証の取得が生産者の中で実際に進んだのか、また、大会後の輸出拡大につながったかを問いました。

また、水産品では水産エコラベルが調達基準となっていましたが、生産者に対する取得意欲や、飲食･流通小売り事業者への認知、さらに消費者への価格意識について実態を尋ねました。農産品については一定の進捗があったものの、水産品エコラベルについては生産者から消費者まで取得や認識が進んでいないことが答弁で明らかになりました。

⑮4/12 厚生労働委員会
（一般質疑）

女性支援新法の実効性確保と効果検証について質問！

国民民主党議員も参加する超党派の議員連盟で取りまとめた「困難女性支援法案」について質問。この法案は、生活に困難を抱える女性を保護する「婦人保護事業」が更生を目的とする「売春防止法」の枠組みで行われているという、実態と制度との乖離を解消していこうとするもので、法施行後の実効性確保と効果検証について尋ねました。

厚生労働省からは、現行設置されている婦人相談員が新法でも中核的な役割を担うことと、ハローワークや民間団体との連携強化を図ることなどを答弁。後藤厚生労働大臣からは、効果検証について、多様なニーズに応じた適切な支援が提供できるよう体制整備を図ること、法律の趣旨目的に照らして効果的に運用されているか、現場の意見を丁寧に伺っていくとの答弁がありました。

現状は婦人相談員の85%が非常勤職員ですが、長期的な伴走支援をしていくために、相談員の処遇改善、雇用形態の見直しを進めていくことを提案しました。広く助けを必要としている人への支援につながるよう、よくチェックしていきます。

⑯4/20 資源エネルギーに関する調査会
（原子力等エネルギー・資源に関する調査「資源エネルギーの安定供給」）

電力需給ひっ迫警報発令時の具体的な産業の取り組みを確認！

３月22日に初めて発令された「電力需給ひっ迫警報」について、震災時の節電の取り組みは経験則として残っているものの、実際に国として具体的な指示や事業者が取り組む内容をまとめたガイドラインのようなものはありません。

また、地震、津波、洪水（浸水）などは、自治体や事業者に対してBCPをはじめ計画の策定を法律や政省令で定めていますし、防災訓練のようにかたちで義務となっているものもあります。

ウクライナ情勢もあり、今夏や来冬も電力需要を取り巻く環境に大きな変化が見通せないなか、次の電力需給ひっ迫警報が発令された際に、国としての指針が準備されていないと拙いのではないか指摘をしました。

経産省としては、需要家への努力の前にしっかりと供給確保に努めるとの回答でした。

また､工場などから排出されるCO2を直接海中などに注入して大気に放出させないCCSという技術について質問をしました｡カーボンニュートラルの技術開発には多額の費用が掛かりますが、この先の産業や雇用の維持のためには取り組まなければなりません。こうした中で、日本が実際には多くの削減の取り組みをしているのも、国際的にも国内的にも評価がされていない、認知をされていないため、削減量（トン数）に着目をした評価の枠組みを構築すべきと質しました。

経済産業省としては、実数について広報やアピールにしっかり取り組むと回答しました。

⑰4/21 厚生労働委員会
（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律案）

在宅、訪問介護従事者に対するコロナ感染症対策の充実を要求！

革新的な医薬品の薬価を後発品が上市されるまで維持する「新薬創出加算」について、「加算」という名称がついていますが、後発品が出るまでの薬価維持分をそのまま返還する制度のため真の創薬支援ではないと質しました。

厚生労働大臣からは、実勢価改定とイノベーションを評価したかたちでの薬価維持策については、現行の新薬創出加算の要件等の議論にとどまらず制度の構築に向けて検討していくと前向きな答弁が得られました。

また、介護サービスの現場では今日も感染対策に苦慮をしています。国も介護施設はひとたびクラスター発生すると重症患者が多数出てしまうことから、重点的な対策を講じており、例えばPCR検査キット、抗原検査キット等の購入費用を補助しています。

しかしながら、こうしたかかり増し費用について、在宅訪問型といった介護サービスの事業者は対象になっていなことから拡充すべきと述べました。

加えて、国として支援制度の対象を拡充できないのであれば、コロナ禍に対応した支援に幅広く使える「地方創生臨時交付金」の活用を周知すべきではないか、実際に宮崎県の事例を紹介しながら質問をしました。

厚生労働省からは費用補助はあくまで行政検査の枠の外で施設内での感染拡大を防ぐ目的としてのかかり増し費用という位置づけから拡充の予定はないものの、臨時交付金の活用については、既に厚労省としても周知に努めているところ、よりいっそう取り組むと回答がありました。

さらに、オミクロン株が蔓延していた２月ごろは検査キットの確保そのものが困難な状況でした。この先の新たな変異株や波を想定すると国産の検査キットの増産が重要です。当時は、２割が国産、８割が輸入という状況でしたので現状を尋ねました。今は感染の波が収まっているため全体として輸入が減っていることから国産の割合が増えていますが、国としてより増産体制がとれるよう指摘をしました。

⑱4/26 厚生労働委員会
（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律案）

マイナ保険証推進に向けて、システム導入支援を診療報酬で賄うことに異議あり！

感染症有事の際に他の代替薬がない場合に限り、有効性が推定の薬剤でも緊急に承認して使用できるようにするため、薬機法の改正案が提出されました。

これに加え、国が進めるデータヘルスの一環としてオンラインでお医者さんが処方箋を出し、薬局で調剤できる「電子処方箋」の導入に向けて、処方箋に関しては薬機法が根拠法のため、合わせて改正案が提出されました。

電子処方箋に関する質問のポイントは、マイナンバーカードを保険証利用できるシステムをさらに拡張して構築されるため、「オンライン資格確認」と呼ばれているそもそものマイナカード保険証や、カードを読み込むカードリーダー、医療機関のシステム導入が全く進んでいないにも関わらず、来年３月末までに電子処方箋を全医療機関に導入するのは現実的に無理だと質しました。

とくに医療機関に対するシステム導入支援が、診療報酬でなされるという点について、今年の４月からマイナ保険証で病院にかかる方は初診料、再診料が上がってしまい、おかしいのではないかと訴えました。

厚労省としては、マイナカード保険証によって医療上のメリットが患者にもあり、社会インフラは全体で支えるため診療報酬で評価するとの回答がありましたが、納得いくものではありません。この点については引き続き追及を続けていきたいと存じます。

⑲5/10 厚生労働委員会
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律案（参考人質疑）

緊急承認制度の適用範囲と承認の責任所在について有識者に示唆を伺う

緊急承認制度の創設にあたり、患者団体や薬剤師といったそれぞれの立場から見識を伺いました。花井十伍参考人には薬害被害者の立場から、緊急承認の対象となる薬剤について、改正法では具体的な定めを政令ですることから、参考とした米国のようにインフルエンザ特措法と併記すべきではないかと尋ねました。

参考人からは、いずれの法律で読み込んでも現状では主務大臣が厚労大臣としかならないことから、緊急性という事案を鑑み、私見として首相による閣議決定の上で厚労大臣が決定するべきとの示唆をいただきました。

また、学識である隈本邦彦参考人に対し、市販後調査の在り方についてメーカーの役割がどうあるべきか伺いました。

参考人からは、企業人が副作用・副反応情報を一生懸命集めた結果、自社の薬が売れなくなるという結果を招く矛盾から、むしろ国・自治体が公正なルールの中で製薬企業が競争できるような仕組みをつくるべきと回答をいただきました。

⑳5/11 消費者問題に関する特別委員会
（一般質疑）

カスタマーハラスメント対策、消費者教育推進基本方針への反映を！

消費生活センターの相談現場でもカスハラが発生しています。消費者庁は令和２年度に『消費生活相談における相談対応困難者への対応マニュアル』を作成、自治体を通じ普及啓発に取り組んできました。

令和３年度に厚生労働省、消費者庁、警察庁等で作成した『カスタマーハラスメント対策企業マニュアル』では、消費者庁は普及啓発にどのような役割を果たすのかを質問しました。

消費者庁は、同時作成した『STOP!カスタマーハラスメント』のポスター・リーフレットをWEBやSNS、自治体メルマガで周知したこと、関係省庁と連携してより多くの方に届くよう引き続き取り組んでいくと答弁しました。

こうした従業員や相談員を守るための取り組みは重要ですが、根本的な解決には消費者の側へのアプローチも欠かせません。

手始めに、コロナ禍で消費者庁が作成した『消費者が意見を伝える際のポイント』啓発資料を広く消費者教育に活用すべく、消費者教育ポータルサイトに掲載することを提案しました。

続けて、消費者教育推進法や基本方針にカスハラ対策を盛り込むことを提案しました。消費者庁からは、消費者教育には消費者が騙されないようにするだけでなく、主体的に消費者市民社会形成に貢献できるようにする二つの側面があること、消費者が苦情を適切に伝え、商品・サービス改善を促していくことは消費者教育の中で扱うべきものであることから、ポータルサイトへの掲載を考えていくとの回答を得ました。

若宮大臣は、田村委員の実体験に基づく見識深い意見と受け止め、消費者教育推進基本方針に、消費者が意見を適切に伝えるという観点を盛り込むことを検討していくと答弁しました。

㉑5/12 厚生労働委員会
（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律案）

コロナ治療薬を念頭に新薬の緊急承認制度の有効性確認を注視！

緊急承認される薬の安全性や有効性については多くの質問が出されましたが、私からは、そもそもの緊急時とは、そしてその緊急時に適用される医薬品の対象範囲について、誰が決定の責任権者となるのかを質しました。

薬機法の主務官庁は厚労省であり、医薬品の審査容認の責任は厚労大臣がとなっているものの、パンデミックのような状況の判断は総理がすべきと考えを述べました。大臣からは、閣議決定により内閣全体で責任を負うものの、主務大臣として責任を持つ旨答弁がありました。

また、緊急承認制度そのものは新たに出来ますが、国産コロナワクチンが出てこなかったように、国内の製薬産業の状況では、次の感染症有事の際に新薬が出てこないのではないか。そうならないよう、薬価制度を中心に創薬支援をすべきではないかと質問をしました。

皆保険の持続性は考えていかなければならないが、どうやって創薬エコシステムを作るかしっかり考えていきたい旨、大臣から答弁がありました。

新型コロナ感染症のまん延も収束はしていません。画期的な治療薬の登場も待ち望まれているなか、本法律の成立後も政令やガイドラインのとりまとめや、実際の運用において有効性、安全性確認がしっかりなされるよう注視をしていくとともに、製薬産業の支援についても引き続き主張していきたいと思います。

㉒5/13 消費者問題に関する特別委員会
（消費者契約法等の一部を改正する法律案）

脱法的な勧誘による消費者被害防止へ具体策を提案！

消費者契約法では、事業者が一定の行為により消費者を誤認させたり、困惑させたりして結ばれた契約について、消費者に取消権を定めています。ただ、行為類型の規定が具体的すぎるために、抜け道・脱法的な行為による消費者被害が後を絶たないのが現状です。

こうした被害を防ぐために、改正案では、勧誘の際に消費者が家族や友人等に電話等で相談しようとしたときに、それを妨害する行為類型を追加しています。その相談方法については法案成立後に内閣府令で定めるとされていますが、具体的にどう定めるつもりか、むしろ定めないほうが広く救済できるのではないかということを質問・提案しました。

消費者庁は、電話の他にメールやSNSなど網羅的に規定していくこと、定めないことは難しいが、ご指摘を踏まえてモレのないようにしっかりと書き込んでいく、と答弁しました。

次に、改正案には勧誘の際に事業者が知ることのできた消費者の事情、年齢や心身の状態を考慮して、必要な情報を提供することが盛り込まれています。ここでいう「事業者が知ることのできた」をどう判断するのか、ここはより明確にすべきではないかと質問しました。

消費者庁は、例えば対面ならおよそ年齢を知ることができたというように、諸般の事情を考慮して判断すること、消費者事業者双方にとってわかりやすいほうが良いので、逐条解説その他どのようなことができるか検討するとの答弁。

最後に若宮大臣は、委員の指摘を踏まえ、骨太の方針の議論の中でしっかりと検討していくと答えました。

㉓5/17 厚生労働委員会
（一般質疑）

診療報酬支払基金の審査事務にあたり紙レセプトによる負担増を問題視！

診療報酬支払基金では、基金改革の中で拠点の集約化が進められています。そのなかでコロナ禍を契機に、在宅での審査委員による審査や基金職員の審査事務を試行的に取り組んでいました。

取り組みの結果報告のなかで、紙レセプトを引き続き使用している医療機関が残っているせいで、在宅ではなく基金事務所に出所せざるを得ないことから、厚労省に対してこの問題を解決すべきではないか質しました。

厚労省としては、紙レセプトを使用している医療機関の内訳ごとに対策を講じていく旨回答があり、先般成立した薬機法で推進するオンライン資格承認システムの導入促進もその一つとして取り組んでいくと答弁がありました。

また、今年１月から適用が始まっている改訂版流通改善ガイドラインについて、医薬品卸の現場では引き続き改善がみられないことから、厚労省に対して個別の課題について尋ねました。

一部の薬局や医療機関では、在庫調整を理由に、過剰な発注や、急配要請、大量発注後の決算前の返品といった著しくモラルを欠いた返品があるいう声が上がっています。ガイドラインではこうした返品の是正を示しているにも係わらず、労組の調査では、薬局、医療機関側がガイドラインを理解しておらず、現状が変わっていないと窮状を訴えています。

厚労省としては、返品の実態について具体的な調査を実施していくことや、関係会議を夏までをメドに省内に設置していく旨答弁がありました。

現状のコロナ禍で供給調整業務に卸の皆さんは忙殺されていますので、早急な対応を求めました。

㉔5/18 消費者問題に関する特別委員会
（消費者契約法等の一部を改正する法律案（参考人質疑）

消費者と事業者が協働して、カスタマーハラスメント対策推進を！

長年続いてきた消費者対事業者という対立構造が少しずつ変わりつつある、事業者の消費者志向が強まっており、そうした事業者が報われる社会にならないといけない、といったお話を参考人から伺いました。

そこで、消費者と事業者の協働をさらに進めるために、ともにカスタマーハラスメント対策を進めることの必要性について質問。有識者からは、消費者に限らずそれぞれの人に権利や自由があり不当に害してはいけない、こうしたことを消費者教育に盛り込んで充実させていくことが課題、とのご意見を頂きました。

㉕5/20 消費者問題に関する特別委員会
（消費者契約法等の一部を改正する法律案）

消費生活相談の被害救済の利便性向上を要求！

消費生活相談の現場からの要望として、もっと現場の被害救済に使いやすい制度にしてほしいとの声を取り上げ、消費者庁の対応を尋ねました。

消費者庁は、改正法施行までに逐条解説などで分かりやすく説明していくこと、将来に向けて、現行の枠組みにとらわれない抜本的な検討を行っていくと答弁しました。

また、２月に厚生労働省が発表したカスタマーハラスメント対策企業マニュアルにおけるカスタマーハラスメントの定義について、消費者庁の認識を確認。消費者庁としても、マニュアルの記載に異論ないと回答しました。

参考人の意見も踏まえて、消費者と事業者による協働を一層進めるためにも、カスタマーハラスメント対策を消費者基本計画や消費者教育の基本方針に盛り込むことを提案しました。

㉖6/2 内閣委員会、厚生労働委員会連合審査会
（児童福祉法等の一部を改正する法律案）

こども家庭庁設置法に厚労の立場から質問！

厚労省や文科省に散らばっている子供に関する施策を一元化するため、政府は新たに「こども家庭庁」を設置する法律案を提出しています。厚労省から移管される事務もあるため、法案審議をしている内閣委員会と合同で委員会が開催されました。

議会議事録や政府文書の中に「子供」「子ども」「こども」が入り混じっており、文書資料や質疑発言の意図するところが定かでなくなる懸念を指摘しました。大臣ならびに内閣府からは、法律上の表記でそれぞれの定義はあるものの、いずれにせよ子供を中心に据えて施策を進めていきたいと答弁がありました。

次に、乳児院と児童養護施設の統合について尋ねました。保護を必要とする子供の内、乳児は乳児院に入所しますが、月齢の移行に伴って児童養護施設に移行するため、乳児院を退所し職員と別れなければなりません。このことが心身の発達に影響をあたえる懸念から、統合をすべきとの質問をしました。いずれも、すぐに何かという回答は得られませんでしたが、乳幼児の移行については特段の配慮をしていくとの答弁でした。

また、家庭庁の設置により、従来一体で運用されている民生委員と児童委員のうち児童委員のみ移管されるため、現行でもなり手不足であることから、今後所管が分かれることで人手不足に拍車がかからないよう対応について尋ねました。野田大臣からは引き続き厚生労働省と共に周知に努める旨答弁がありました。

㉗6/2 厚生労働委員会
児童福祉法等の一部を改正する法律案（参考人質疑）

児童の一時保護に向けた司法審査の導入に向けて、現場の事務負担軽減を尋ねる

改正法のなかで、保護を必要とする児童が増加するなか、保護者と児相の主張が相反するケースもあり、司法による判断を制度化する内容が盛り込まれました。一方で、自治体とともに審査書類の作成にあたる法曹人材の不足から、医療機関で医師の代わりの医務関係の書類を作成する医療クラークとの事務分担など、事務負担の軽減に向けた具体的な方策を尋ねました。

弁護士の浜田真樹参考人からは、パラリーガルの活用によって、特に保護件数の多い都市部では、司法審査のための書類作成に法曹資格は必ずしも必要ないと回答いただきました。

また、こども家庭庁の設置により児童委員の所管が移動するのに伴い、民間との連携についてどのような期待をもっているか所感を尋ねました。

参考人からは、地域の要保護児童対策協議会に主任児童委員が積極的に入ってもらうことで民間の立場から活躍を期待している点や、主任児童委員には地域を知るプロとして支援に携わってもらいたいと回答をいただきました。

㉘6/7 厚生労働委員会
（児童福祉法の一部を改正する法律案）

困難な世帯に対する支援について質問！

児童虐待の増加や子育てに困難を抱える世帯に対応するための、児童福祉法の一部を改正する法律案の質疑に立ちました。

関連の質疑として、全世代型社会保障構築会議などで政府が検討を進めている「勤労者皆保険」について尋ねました。厚生年金については被用者の拡大が前回の法改正で決まっていますが、これからの議論ということであれば規模要件の撤廃に向けた検討を進めなければ意味がないと質しました。

厚生労働省からは、適用除外業種も含め撤廃の議論も排除せず検討していく旨回答がありました。

次に先日のこども家庭庁設置法の質疑につづき、民生委員と児童委員について質問をしました。地域からは自治体や委員の負担はもとより、委員の選任を実質的に担っている町会長の負担も含め成り手不足の懸念について確認をしました。

厚生労働省からは両委員の運営に変わりがないことや、自治体に向けてこども家庭庁設置後も懸念がおこらないよう周知に努める旨回答がありました。

また、国民民主党からヤングケアラー支援法案を提出しており、本改正案でも困難な世帯に対する支援にヤングケラアーが新たに対象に含まれることから、自治体に対する財政支援や、そうした児童の認定にあたって先行事例をはじめとするマニュアルの作成によって取り組みをサポートすべきではないかと質問をしました。

政府としても、質問で指摘のとおり自治体に対して財政支援や取り組みの支援に努める旨回答がありました。

㉙8/25 厚生労働委員会
（一般質疑）

閉会中審査の質疑に立ち、雇用調整助成金の延長を求めました！

第７波や国際情勢を背景に経済の先行き不安が解消しないなか、雇用調整助成金の特例措置の期限が迫り、雇調金の延長と合わせ労働移動の必要性について大臣に質しました。

３度目の着任となる加藤大臣からは、骨太の方針に示された方向性の通り、労働移動が進んでいくよう留意していきたいと発言がありました。

次に、第７波の感染拡大でカロナールや検査キットが不足していると言われている実態の把握状況と合わせ、そもそも医薬品・医療機器等の安定供給については法制化や情報一元化システムを構築すべきと主張してきましたので、厚労省に進捗状況を尋ねました。

厚労省としては、一部製品に引き続き不足が生じている事実も踏まえ、メーカーからの供給情報把握を図るとともに、医療機関側への周知を通じて在庫の偏在がないよう努めている点、また大臣としても医薬品等の安定供給の問題に対し、法制化の必要性やシステムを作ったとしてもきちんと稼働するよう、取り組んでいくと答弁がありました。

最後に、旧統一教会問題関係省庁連絡会議に厚生労働省が入っていない経緯を尋ねました。大臣からは、悪質商法に対する救済に関わる省庁に対し法務省から声掛けがあった点と、他方で、厚生労働省として必要な協力はしていく旨を伝えたと説明がありました。

臨時国会開会まで当面委員会を通じた発言の機会はありませんが、引き続きコロナ関連の政府対応について注視をしていきたいと思います。

㉚10/27 厚生労働委員会
（大臣所信に対する質疑）

臨時国会開会！早速、厚労大臣の所信に対して質疑！

臨時国会が開会し各委員会で実質審議が開始されています。会期冒頭は、通例として厚生労働大臣が表明した所信に対して各会派から質疑を行います。

まずは、マスクの着用が屋外では原則必要でないと政府が方針を示したことを受け、業種別ガイドラインの改定に、厚労省としてきちんと働きかけをしているか、そもそも反映されたかどうかチェックをしているかを問いました。

大臣からは、屋内施設でのマスクを外す基準についてはまだ示すことはできないものの、感染状況の推移を踏まえ不断に見直しをしていくと答弁がありました。明確な基準がないことで従業員とお客様の間で不要なトラブルが発生している実態からも、厚労省には今後もガイドラインへの積極的な関与を求めていきたいと思います。

また、コロナ禍に起因した医薬品の供給不安を踏まえ、厚労省が次年度予算要望をしている在庫情報の一元化システムについて、医薬品メーカーや卸だけでなく、医療機関側からもきちんと在庫状況等について報告させるような仕組みにすべきだと主張しました。

厚労省からは、供給不足による混乱や医療機関の買い占めの原因は、一義的にはいつ届くかなどの供給情報がはっきりとしなかったせいだとして、医療機関側への報告は考えていないと答弁がありました。しかし、実際に買いだめをしている医療機関があることは現場の声として聞いていますので、引き続き厚労省には実態把握を求めていきます。

㉛11/8 厚生労働委員会
（一般質疑）

「年収の壁」「扶養の壁」問題を再任の加藤大臣に改めて質問！

当選以来、課題解決に向けて取り組み続けている「年収の壁」「扶養の壁」の問題について、厚労大臣に改めて就任した加藤大臣に質問をしました。

被用者保険の適用拡大が進むということは、新たに加入にする方が増えるということなので、保険者からすると保険給付費の負担増となります。第三号被保険者の廃止といったこの先の見直しが進むと、適用事業者もさらに広がっていきますので、保険給付費の負担増に対する健保への財政的支援をしないと、保険者側が適用拡大に積極的に取り組めなくなってしまいます。

給付費増について必要に応じては「検討していく」と、加藤大臣からは前向きとも後ろ向きともどちらとも言えない答弁しか返ってきませんでした。

次に、「年収の壁」だけが女性活躍推進の妨げや賃金格差の原因になっているわけではないことから、女性が長く勤めてもらうには女性特有の健康防止障害の取り組みも必要になります。厚労省は更年期障害・症状に関する意識調査を４月に実施しています。調査報告に基づき、今後取り組みを進めていくにあたって、現在取りまとめ中の第14次労働災害防止計画に盛り込んではどうかと提案しました。

厚労省からは14次防としての対応は難しいとの回答の一方で、更年期障害・症状に対する支援が必要とのスタンスは変わらないことから、産業保健全般のなかで取り組みを進めていきたいと答弁がありました。

㉜11/11 参議院本会議

本会議で法務大臣の資質を指弾！感染症法改正案審議入り本会議登壇

感染症法等の改正案の審議入りにあたり本会議で質疑をしました。ところが、登壇前日に、葉梨法務大臣が死刑執行に関する不適切な発言をしたことから、冒頭、葉梨大臣の辞任を迫りました。わが国で唯一法務大臣だけが職責として担っている死刑執行の決済事務（押印）について、人命・人権を擁護する立場であるはずの法務大臣が、「地味な仕事」と発言をしたことは言語道断です。

本会議中の他会派からの質問に岸田総理は大臣の続投をにおわせていましたが、散会後まもなく大臣の更迭の意向を固めました。

本会議で質されるまでもなく、人事の決断をしなかった総理の資質も疑わざるを得ません。法務省はコロナに感染した方に対する差別や人権侵害に対する取り組みにこの間腐心してきました。新大臣は、基本的人権や人の命を軽んじる方にならないことを切に願います。

次に、岸田総理大臣、加藤厚生労働大臣に対して法案の質問をしました。今回の法改正は、この間のコロナ対応の反省を踏まえ政府有識者検討会の報告に基づき９月に閣議決定した「次の感染症危機に備えるための対応の具体策」の一部を法案化したものです。

しかし、一番の課題であったパンデミック時の司令塔機能や感染症の分類見直しといった内容は盛り込まれておらず、このタイミングで感染症法のみを先に審議することは意味があるのか総理に質問をしました。

岸田総理からは、自治体がこの先法改正によって実施する様々な事務の準備にために感染症法を先行して国会に諮ったと答弁がありました。しかし、実際の自治体が実施する事務は、新型インフルエンザ特措法や司令塔機能の新法と連動していることから、答弁は全く整合性が取れていませんので、引き続き本件は委員会で質していきます。

㉝11/16 消費者問題に関する特別委員会
（大臣所信に対する質疑）

社会問題化しているカスタマーハラスメント、警察現場の理解促進を！

消費者問題特別委員会で質疑に立ちました。

新任の河野大臣に、カスタマーハラスメント問題を提起しました。

コロナ禍でのカスハラ増加を受けて、今年２月に厚生労働省からカスハラ対策企業マニュアルが発行されるなど、徐々に社会問題としての認知が進みつつあります。しかし残念ながら、マニュアル発行後も被害を訴える現場からの声は後を絶ちません。中には、警察に相談しても、接客業だから仕方ないといった指導を受けたとの声もあり、まだまだ社会一般には理解が深まっていないのが現状です。

そこで、カスハラ対策関係省庁連携会議の一員である警察庁に、カスハラ被害の訴えがあった場合どのような方針で対応されるのか伺いました。

警察庁は、一般に相談内容に応じて関係部署が連携して対応すること、相談者の不安解消につとめることなどを都道府県警察に指導しており、カスハラ被害を訴える通報等に対し適切な対応が取られるよう引き続き指導していきたいと答弁しました。

サービスを受ける側も提供する側もともに尊重される社会にしていくためには、企業や従業員の対策にとどまらず、社会全体の意識を変えていくことが必要です。河野大臣に、消費者教育推進の基本方針にカスハラ防止を盛り込むよう求めました。

河野大臣は、自身も病院で患者が怒鳴り込んでくるのを見たのが強烈に印象に残っていること、カスハラに当たるものは対応が必要との認識を示したうえで、今年度中に行われる基本方針の見直しの議題に盛り込んで議論していきたいと答弁しました。

㉞11/17 厚生労働委員会
（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案）

「計画」ばかりの厚労行政を指摘！新たな感染症対策予防計画の実効性確保を追及！

感染症法改正案の審議にあたり、本会議に引き続き質問に立ちました。

今回の法改正ではこれまでのコロナ対応の課題を踏まえ、病床確保などの数値目標をはじめとする新たな予防計画の策定を自治体に義務付ける内容になっています。

こうした内容が医療法の医療計画や、新型インフル特措法に基づき都道府県が策定する基本計画にもあるため、どのように整合性をはかるのか、また計画そのものの実効性が担保できるのかを問いました。

最近の厚労省の政策は、計画策定を自治体の求めるものが多い傾向にあります。しかし、いくら計画を作成しコロナ病床の確保を模索しても、そこに従事する人材を確保しなければ絵に描いた餅にしかなりません。

保健所の機能強化についても同様のことが言えます。保健所の人員不足がコロナ対応の課題として顕在化しました。しかし、すぐに人材が確保できるわけではありません。こうしたこともしっかりと予防計画に書き込むよう厚労省を質しました。

大臣ならびに厚労省の担当局長からは、都道府県に対する助言をはじめ連携をしっかりとり、計画がリアリティのあるものになるよう努めていく旨答弁がありました。

この他、流行初期に医療機関がコロナ診療で一般診療ができなるなることでの減収補填に保険負担を入れることには反対だとの質問をしました。

㉟11/24 厚生労働委員会
（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案）

本会議の曖昧答弁を再質問！第8波を見据えた休業補償制度を求める！

国会のなかで重要法案として位置づけた法案は、委員会での実質審議の最終日に所管大臣だけでなく総理大臣も招致して質疑を行う慣習があります。

岸田総理に再び質問できる機会なので、本会議での曖昧答弁について再質問をしました。

まずは、感染症対策の総合司令塔機能について、これまでの対応の失敗から司令塔機能が必要なことは事実ですが、言い訳づくりのために新組織だけを作っても意味がありません。誰が新組織の責任者で具体的な機能がどのように担保されるかを追及しました。

総理からは自身が責任者であるとの答弁は得たものの、果たして機能強化となるかは判然としないままでした。

また、第８波対応として今後また感染する、もしくは濃厚接触者となる方も出てくることから、病気休暇の制度化や非正規雇用の方も含めて安心して仕事を休めるよう補償制度を設けることを求めました。雇調金のコロナ特例も年明けには終了する見込みですので、このまま補償がなければ無理をして出勤してしまう方が出てしまいます。

病気休暇については、引き続き事業者に働きかけをしていくと答弁はありましたが、実は社内で病気休暇制度を設けている会社はコロナ禍で逆に減少しています。

政府の認識不足を質しつつ、制度化に向けて要望を継続していきます。

㊱12/5 参議院本会議

障害者総合支援法審議入り。障害者雇用の充実に向けた実効性を問う！

厚生労働委員会での法案審議に先立ち、本会議で障害者総合支援法の質問をしました。

本法案は全部で７本の法律を束ねて一括審議していることや、障害者関連の法案が前回国会で審議された際も当事者団体からの反対などから一部が廃案になった経緯もあり、本来であれば一つ一つ丁寧な審議が必要な法案です。

加藤大臣には、障害者雇用の拡大による障害者保険財源の枯渇への対応や、精神病入院患者に対する地域移行に関する当事者からの懸念の払しょくに関して質問をしましたが、委員会質疑と異なり本会議では丁々発止のやりとりができないため、答弁は「考えてます」「検討します」の一辺倒でなきに等しいものでした。

曖昧答弁については、次の委員会で一問ずつ質します。

㊲12/6 厚生労働委員会
（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案）

本法案の元となった国連勧告に沿って、早期見直しを強く主張！

本会議でも質しましたが、今回の法案の中で一番の問題点は国会での審議時間があまりにも不足している点です。７本もの法律が束ねられて一括審議されている点も問題ですが、であればこそ十分な質疑時間を確保すべきでした。

臨時国会の会期末が間近に迫るなか、あえて厳しい日程の中で法案を提出した政府の姿勢そのものをまずは批判しました。

本法案は国連からの勧告を受けて見直しの検討がなされました。障害者・難病患者、精神病患者に関する国内の状況が人権配慮の観点から後進的であり、その背景となっている法令があるために審議会等で見直しの議論がなされています。

国連の勧告がそもそもの法改正時期の間近であったことから、全ての指摘事項が改正案に盛り込まれたわけではありません。そのため、次の法改正を早期にすること。少なくとも検討とりまとめの期限を示すべきと質しました。

しかし、本会議答弁と変わらず、大臣からは明確なスケジュールは示せないという後ろ向き答弁しか返ってきませんでした。

この日はこのほかに、新たに創設される「就労選択支援」制度のなかで、従来から障害者雇用に適切に務めている事業者が評価される仕組みなどを中心に、厚労省に態度を確認しました。

㊳12/9 消費者問題に関する特別委員会
（消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案・法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案）

寄付の制限に留まる内容に、法案名と中身の乖離を指摘！

今回の法改正と新法の制定が旧統一教会の問題に起因した課題であることから、宗教法人法の改正の検討がなされたのかを質しました。

築文部科学副大臣からは、「法改正には憲法の規定する信教の自由の意義を十分に踏まえて慎重に議論する必要があり。旧統一教会に関しては法令違反による広範かつ重大な影響が生じている状況と認められることから宗教法人法に基づく措置として質問権を行使している。」という答弁にとどまり検討の有無すら明確にはなりませんでした。

また、この法案が広く「被害者救済新法」と、あたかも全ての被害者が救済されるかのように感じられるような名称で呼ばれているにも関わらず、今後の寄付に対する被害の防止に留る内容となっていることに対し河野大臣の見解を求めました。

河野大臣からは、マスコミが「被害者救済法」と言っていることで法律案が長いから短くしたものだろうと思うと、本質から外れた答弁となりました。

この後も参考人質疑がありますので、実際の被害者の声を確かめたいと思います。

㊴12/9 消費者問題に関する特別委員会
（消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案・法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案）

宗教２世、被害者弁護団の参考人に、法案の足らざる点を確認！

旧統一教会被害者に関する法案に対し、対政府質疑に引き続き、参考人質疑が行われました。

参考人からは法案が規制する献金の課題だけではないことを指摘。子供への宗教的虐待を防止する法案の成立と、献金の本人への弁済を認めてほしいと訴えました。

河野大臣にも質した、法案の名称が実際の内容を示していないこと、また「救済法」というあたかも被害者全てが救われるような通称が使われていることについて、当事者はどのように感じか、率直な感想を伺ったところ、「周知される事は良い事だが、内容は全ての人が救済されるということではなく、悪質な献金を防止するための法案にとどまっている。これで終わりになってしまうのではないかとの不安もある。」との回答がありました。

真の救済は遡及してすべての被害者を救済する事ですが、法律ではそうはいかない事もあります。

出席して下さった信者２世の参考人は、誹謗中傷を受け体調を崩しながらも、自身の救済ではなく「他の人たちが自分と同じように苦しむ事のないように」という強い思いで活動をしています。

その思いを受け止めると、法案の成立が旧統一教会問題の終わりではなく、引き続きの議論が必要だと強く感じました。

㊵12/10 消費者問題に関する特別委員会

（消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案・法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案）

旧統一教会問題、消費者契約法・悪質寄付勧誘防止法案について対総理質疑！

旧統一教会問題に端を発した法案について、対政府質疑、参考人質疑に続き、委員会で対総理質疑に立ちました。

まず消費者契約法について、この法律は春の通常国会で改正されたばかりですが、その際に「抜本的かつ網羅的なルール設定のあり方」を今後検討することが附帯で決議されました。これまで個々の悪徳商法への対処を繰り返してきた結果、現行制度には多くの抜け穴が指摘されています。加齢や環境変化など誰もが「ぜい弱な消費者」になりうる中、一刻も早い網羅的なルール作りを岸田総理に求めました。

岸田総理は、消費者庁で有識者懇談会を開いて消費者法全体の見直しを進めており、検討範囲が広く関係者も多いことから相応の時間を有するとは聞いているが、河野大臣のもと最大限のスピード感で取り組むことを約束しました。

次に、新法の「被害者救済法案」という通称について質問。一般に「被害者救済」と聞けば、これまでの旧統一教会問題による被害者を救うための法案と受け止め、自分には関係ないと考える方がほとんどです。しかし、この新法は旧統一教会に限らず悪質な寄附勧誘全般を規制する、言わば「悪質寄付勧誘防止法」で、専門家でない人にもわかりやすく伝える一層の努力が政府にも必要です。前日の河野大臣への質疑では意図があまり伝わらなかったため、改めて総理の認識を問いました。

岸田総理は、実態をしっかり説明して被害救済に道筋をつけるため、説明責任を果たしていくと答弁。あわせて河野大臣からも、ようやく意図を理解できたと答弁がありました。

続いて、昨日の参考人質疑で指摘のあった、「宗教」というだけで警察や行政が取り合ってくれないとの問題について警察庁に質問。カスハラ問題、ストーカー問題などにも共通しますが、直ちに法に触れなくても被害を未然に防ぐ、エスカレートを防ぐことが重要です。

警察庁は、宗教を理由に消極的な対応はしないこと、相談内容の解決に資する案内につとめることなどを都道府県警に通達しており、直ちに刑法違反とは言えない場合でも適切な相談窓口を教示するなど対応に努める旨答弁しました。

㊶12/10 参議院本会議

救済法案審議終局。29年振りの土曜日本会議で討論登壇！

消費者問題特別委員会での対総理質疑に引き続き、本会議で会派を代表して賛成の立場で討論に立ちました。

参議院で本会議が土曜日に開会されるのは記録を確認する限り29年振りです。本来は会期末の国会論戦で、内閣不信任案や問責決議案が提出されることを想定して、本会議が深夜に及び日付けが０時を跨いでもいいよう、念のために週末の金曜にプラスして１日分を会期としています。

旧統一教会に関する問題は国民世論としても、社会的関心が極めて高い法案であったため、土曜日の日中も委員会や本会議を平日のように開催してでも、なんとかして会期内の与野党で折り合って法律をまずは成立させようということになりました。

国民民主党も含め法案は賛成多数で可決され、公布20日後に施行されますが、新しいルールを社会の中で運用しきちんと機能させていくここからが肝心です。また、２年後の見直し規定もあり、運用状況を見ながらすぐにも次の改正に向けて議論が始まっていくことになります。現場の実態に即したルールづくりとなるよう、引き続き取り組んでいきます。

2022年5月19日
カスタマーハラスメント法案提出

国民民主党は19日、国民民主党議員立法「消費者対応業務関連特定行為対策の推進に関する法律案」（カスタマーハラスメント対策法案）を参議院に提出しました。

本法律案は、顧客からの悪質なクレームや迷惑行為を防ぐことで従業者等の就業環境が害されないようにすることと、そのための積極的な取り組みを事業者が積極的に行うことを推進するもので、消費者からの苦情の申し出等が不当に妨げられないことを内容としています。

法案提出には川合孝典参議院国会対策委員長（参議院議員／全国比例区）、田村まみ国民運動局長（参議院議員／全国比例区）が参加。提出後、記者団の取材に応じた川合参議院国対委員長は「カスタマーハラスメントは、まだまだ社会的な認知度が低い問題だ。当事者の声を第一に、職場という閉鎖的な場での問題と捉えるのではなく、社会的な課題として周知を図りながら実態把握のための協議会の設置も求めていく」と法案成立に向けた語りました。

また、田村国民運動局長は「この法案は、消費者の正当な苦情の申出を阻害しないためにも必要な法案だ。消費者、従事者、事業者がそれぞれの権利を阻害しないためにも、カスタマーハラスメント問題の解決が必要だ」と法案の必要性を訴えました。

facebook　Twitter　instagram　Youtube　LINE

参議院議員 田村まみ事務所
〒100-8962　東京都千代田区永田町２－１－１　参議院議員会館910号室
TEL 03-6550-0910　　FAX 03-6551-0910